

障害福祉サービス等報酬改定に当たって食事提供加算 及び送迎加算の継続を求める意見書

令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、令和2年12月11日に厚生労働省が設置した障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」が取りまとめられた。

これによると、収入が一定額以下の利用者に対して、事業所において食事の提供を行った場合等に算定可能な食事提供体制加算の経過措置を延長するとともに、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスにおける送迎加算についても継続することとされている。

食事提供体制加算と送迎加算については、前回の報酬改定時に次期報酬改定に向けた検討課題とされていたが、今回の報酬改定に当たって実施された実態調査の結果等を踏まえて検討が行われ、継続が必要とされたものである。

障害福祉サービス事業所を利用する人の多くは、自ら得られる収入が少なく、食事提供体制加算が廃止されると、利用者が事業所で提供される食事を全額自己負担することとなり、通所事業所への利用控えなどの影響が懸念される。

また、送迎加算は、自力での通所が困難な利用者や公共交通機関の不足する地域においては、欠くことのできない通所の支援となっている。送迎加算が廃止され、通所のための送迎が行われなくなれば、利用者が家庭に引き籠もるなど、障害者の社会参加が阻害されるおそれがある。

よって、国におかれては、障害のある人の社会参加を促進するためにも、次の事項を実施されるよう強く求める。

- 1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、食事提供体制加算及び送迎加算を提案どおり継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 } 様